







進行管理表空載確認済		No.	4-4-29-3
課長 統括官	上席 主任官	管理官 監査官	担当者
			

東空財第46号
平成30年5月11日

財務省関東財務局
東京財務事務所長 殿

国土交通省所管国有財産部局長
東京航空局長 山口 一郎
(公 印 省 略)

自動車安全特別会計空港整備勘定所属普通財産の
処分等依頼書の提出について

標記のことについて、「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に
係る事務取扱要領について」（平成23年6月27日財理第3002号）記
第3の1の(2)の規定に基づき、別添により処分等依頼書を提出します。

平成29年7月13日付東空財第160号により提出済みの処分等依頼書に
ついて、平成30年3月30日付同通達の改正に伴い、新たに記載すべき
事項が生じたため、再提出するものです。

また、本通知をもって、国有財産法第14条第8号の規定に基づく協議
を兼ねるものとします。

処分等依頼書

1. 国有財産台帳記載事項

- (1) 会計名 自動車安全特別会計 空港整備勘定
- (2) 口座名 旧東京国際空港
- (3) 所在地 東京都大田区羽田空港二丁目10番4のうち
- (4) 国有財産台帳記載の数量

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	雑種地	54,710.03 m ²	1,495,798,671 円	仮換地 32,385 m ²

- (5) 売払をしようとする部分の数量

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	雑種地	54,710.03 m ²	1,495,798,671 円	仮換地 32,385 m ²

※詳細は別紙のとおり

2. 委任する事務の範囲

- (1) 処分等の契約に関する事務

処分等に関する事務のうち、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の2第2項の規定に基づき委任される契約に関する事務として執行する次の事務。

- イ. 取得等要望の受付
- ロ. 取得等要望書の審査
- ハ. 処分等相手方の決定（国有財産地方審議会への諮問を含む。）
- ニ. 処分等相手方への通知
- ホ. 財産の評価、処分等予定価格の決定
- ヘ. 処分等価格の決定
- ト. 申請書の徴取
- チ. 一般競争入札による売払いに係る事務（平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第3の5及び第4の規定に基づき一般競争入札による売払いをを行う場合に限る。）
- リ. 契約の締結
- ヌ. 契約の履行に関する事務

- (2) 契約に関する事務に付随する事務

上記(1)の契約に関する事務の執行に伴い必要となる次の事務。ただし、契約締結後（売払い、譲与及び交換の場合にあっては、所有

権移転に係る登記手続き完了後)については、歳入歳出外現金の出納保管に関する事務及び不動産登記の嘱託事務に限る。

- イ. 必要な経費の要求に関する事務
- ロ. 支出負担行為に関する事務
- ハ. 支出に関する事務
- ニ. 前渡資金及び歳入歳出外現金の出納保管に関する事務
- ホ. 歳出の金額に戻入する返納金に係る債権及び資金前渡官吏が支払った金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
- ヘ. 不動産登記の嘱託事務

3. 優遇措置の適用の可否

空港整備勘定の財政状況を考慮し、原則として適用しない。

4. 貸付けによる処理の可否

可

5. 売買代金等について延納の特約をすることの可否

公共的な用途で地方公共団体に売払う場合のみ限定的に延納制度を適用する。

6. 当該処分等に係る債権を管理する歳入徴収官の官職

歳入徴収官 国土交通省航空局長

7. その他参考となるべき事項

(1) 売払いをしようとする理由

本件国有地が所在する一帯は、元々、空港の基本施設（滑走路、旅客ターミナル等）が存在していた地区であったが、騒音問題の解消や増加する利用者を賄うため、空港を沖合へ展開する事業を実施したことで、ターミナルをはじめとする基本施設が現在の場所に移転し、関連施設が撤去されたことに伴い発生した未利用地である。現状、空港施設はなく、今後国において公用又は公共の用に供する予定はない。

一方、空港に隣接する希少な空間であることから、その利用にあたっては、空港機能をサポートするとともに周辺地域との調和を図りながら、空港の持つポテンシャルを最大限活用することが重要である。

そのため、国、東京都、地元区（大田区、品川区）による羽田空港移転問題協議会により議論を行い、平成22年10月に「羽田空

港まちづくり推進計画」が策定され、本件国有地が存する跡地第1ゾーンについては、過去の経緯（羽田地区の住民がGHQに強制的に退去させられたこと）を踏まえ、大田区が取得する方向で検討することとされた。

大田区は、企業立地促進法第5条に基づく基本計画を策定し、主務大臣の同意を得たうえで、当該地区における「新産業創造・発信拠点」の形成を目指しており、そのまちづくりにあたっては、独立行政法人都市再生機構を施行者とする土地区画整理事業を活用した都市基盤整備を進めている。本件国有地は、大田区が「新産業創造・発信拠点」（産業交流施設等）を整備・運営するための土地として、当該土地区画整理事業において平成29年3月に仮換地指定を受けた土地であり、予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づき、随意契約により大田区に対して売り払うこととしたい。

(2) 施設の現況

更地（現在、売払いをしようとする部分に存在する工作物は「とりこわし」を行う。）

(3) 売払代金の納付の方法及び期限

国土交通省航空局歳入徴収官が発行する納入告知書に記載の納入期限までに納付するものとする。

(4) 処理区分の希望

処理方法：時価売払

理由：自動車安全特別会計所属空港整備勘定財産の処分による

(5) 処分要望時期

平成30年6月

(6) その他

・当該国有地の処分等が国有財産法第14条第8号に規定する協議を必要とするときは、本処分依頼をもって同条同号に規定する協議を兼ねることとする。

・当該国有地の一部は、土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域に指定されている。

・当該国有地を含む土地区画整理事業の施行に際し、東京都・大田区・東京航空局・(独) 都市再生機構東日本都市再生本部の4者で「羽田空港跡地地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定」を締結し、土壌汚染対策に関し、「乙(大田区)が取得する土地については、土地の引渡しの日から2年間に限り丙(国)は担保の責任を負う。」と規定している。

・当該国有地の一部を鉄道施設敷地(地下:2,004.80㎡)及び電力供給施設敷地(埋設管敷:237.50㎡)並びに[REDACTED]として国有財産使用許可(承認)を行っている。なお、電力供給施設敷地は、処分要望時期までの間に撤去を予定している。

8. 添付資料

- ・ 位置図
- ・ 案内図
- ・ 仮換地指定通知写し
(平成29年3月10日付(独)都市再生機構東日本都市再生本部)
- ・ 仮換地位置図写し(羽田空港跡地地区土地区画整理事業1街区)
- ・ 仮換地図写し
(羽田空港跡地地区土地区画整理事業1街区4画地)
- ・ 国有財産台帳写し
- ・ 土地所在図・地積測量図写し
(平成29年1月31日付 東京法務局城南出張所)
- ・ 全部事項証明書写し
(平成29年1月6日付 東京法務局城南出張所)
- ・ 東京都告示第813号
(平成29年5月1日付 東京都知事
[形質変更時要届出区域の指定告示])
- ・ 土地利用の履歴等調査届出書写し
(平成29年2月16日付(独)都市再生機構東日本都市再生本部)
- ・ 土壌汚染概況調査、状況調査報告書
(羽田空港跡地第1ゾーン土壌汚染調査業務
[平成29年3月:ジ・オクス(株)])
- ・ 羽田空港跡地地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定写し
(平成27年9月11日付 東京都・大田区・東京航空局・(独) 都市再生機構東日本都市再生本部)

- ・ 国有財産使用許可書写し
(平成 29 年 3 月 30 日付 東京航空局 [使用者 : 京浜急行電鉄(株)])
- ・ 国有財産使用許可書写し
(平成 29 年 3 月 30 日付 東京航空局
[使用者 : 東京電力パワーグリッド(株)東京総支社])
- ・ 国有財産使用承認書写し
(平成 29 年 3 月 30 日付 東京航空局
[使用者 : XXXXXXXXXXXX])
- ・ 普通財産買受要望書 (平成 29 年 7 月 7 日付 大田区長)

(別紙)

<売払いをしようとする部分の数量について>

口座名 : 東京国際空港 (行政財産)
所在地 : 東京都大田区羽田空港内
数量 : 13,200,828.16 m² のうち

①土地区画整理事業施行地区

数量 : 164,832 m² のうち

②東京都大田区羽田空港二丁目の範囲

数量 : 94,581 m² のうち

③東京都大田区羽田空港二丁目10番4

数量 : 93,022 m² のうち

④仮換地 32,385 m² (1街区4) に対する従前地

口座名 : 旧東京国際空港 (普通財産)

数量 : 54,710.03 m²